

政令第 号

夏時刻終了の際ににおける労働基準法の特例に関する  
政令を廃止する政令

内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）の廃  
止に伴い、この政令を制定する。

夏時刻終了の際ににおける労働基準法の特例に関する政令  
（昭和二十三年政令第二百八十号）は、廃止する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

夏時刻法の廃止に伴い、夏時刻終了の際における時刻の調整に伴う労働基準法の時例を設ける必要がなくなるので、夏時刻終了の際ににおける労働基準法の時例に関する政令を廃止する必要があるからである。

(一) 夏時刻終了の際ににおける労働基準法の特例に関する政令

(昭和二十三年 政令第二百八十九号)

内閣は、夏時刻法(昭和二十三年法律第二十九号)第三條ハ時間の計算に関する他の法令の規定の適用の規定に基き、こに夏時刻終了の際ににおける労働基準法の特例に関する政令を制定する。

1 使用者は、九月の第二土曜日から、その翌日(日曜日)にわたつて労働することにはつている労働者については、夏時刻終了の際ににおける時刻の調整に伴い、その日にに関する限り、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二條ハ労働時間の規定又は第四十條ハ労働時間及び休憩の特例に基く命令の規定にかかわらず、労働時間を一時間延長することができる。

2 前項の規定により使用者が労働時間を延長した場合においては、これに対し、労働基準法第三十七條ハ時間外・休日反

び深夜の割増賃金に足める割増賃金を支拂わなければならぬい、

#### 附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

(二) 夏時刻法(昭和二十三年 法律第二十九号)

(一) 夏時刻を用いる期間

第一條 毎年、五月の第一土曜日の午後十二時から六月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻へ夏時刻とを用いるものとする。

但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

(二) 初日及終日(一日の時間)

第二條 五月の第一土曜日の翌日(日曜日)は二十三時間もつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間もつて一日とする。

三 夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時間もつて

一日とする。  
(ヘ委任事項)

第三條 この法律の施行に關し、時間の計算に關する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。  
この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の第一條ハ夏時刻を用いる期間、及び第二條ハ初日反が最終日の一日の時間ににおいて「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日へ五月一日」とする。

附 則ハ第一次改正の附則

この法律は、公布の日から施行する。  
(二) 夏時刻法を廃止する法律(昭和二十七年法律第六号)

夏時刻法へ昭和二十三年法律第二十九号ハ、廃止する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。